

# 【提案項目 1】 航空機部分品等の不適合品処分時における手続の規制緩和<愛知県提案>

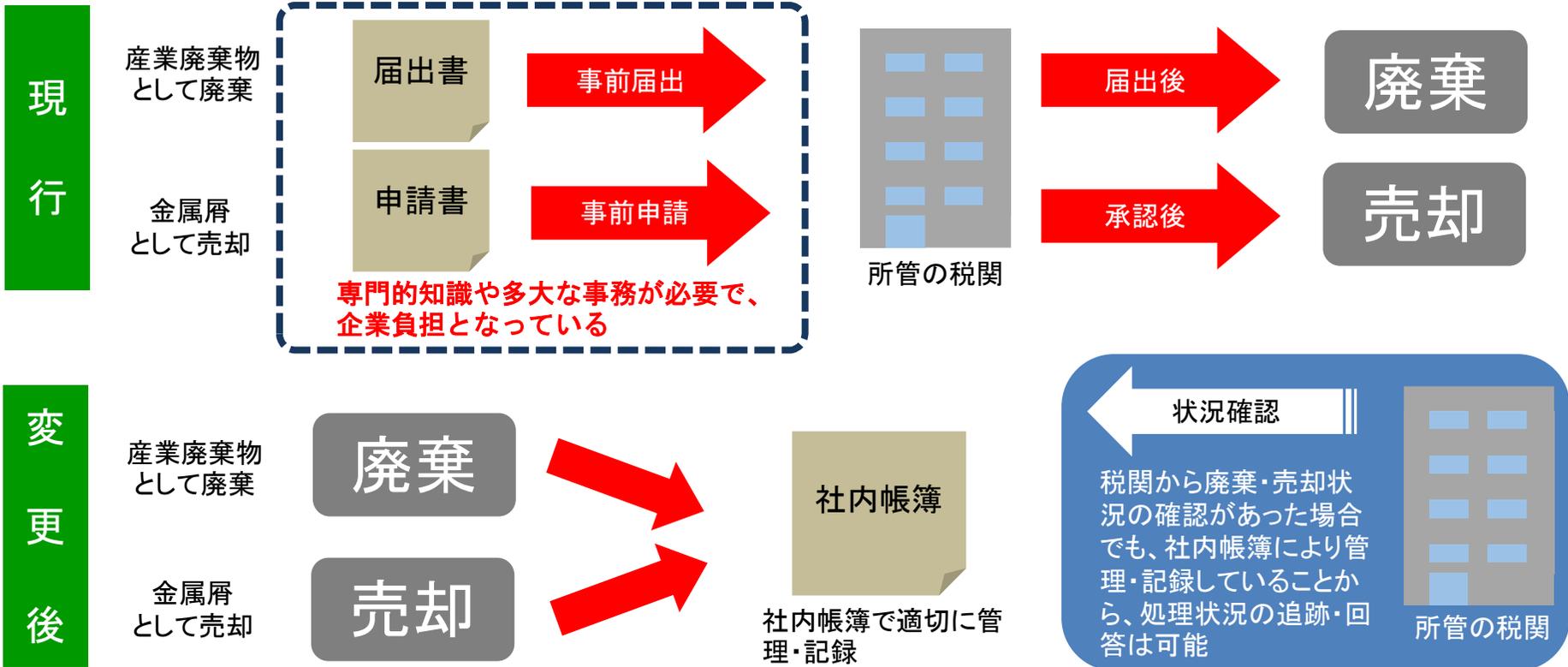
免税で輸入した航空機部分品等の不適合品については、製造上のロス（手続なしに廃棄や売却が可能な端材等）とみなして、社内帳簿等により、産業廃棄物として廃棄又は金属屑として売却処分したと確認できる場合は、税関への事前届出・事前申請とも不要とする。

## 【現状】

- 国内において製作することが困難と認められ、免税で輸入した航空機部分品等のうち、不適合品については、産業廃棄物として廃棄する場合には事前に所定の届出書を、金属屑として売却処分する場合には事前に所定の申請書を、ともに所管の税関に提出する必要がある。

## 【課題】

- この届出書や申請書の作成事務を行うには、専門知識を有した職員が必要であり、輸入当時の書類を調査して納税額を計算する等の多大な事務が発生する。



## 【提案項目2】航空機部分品等の譲渡手続の規制緩和＜愛知県提案＞

免税で輸入した航空機部分品等について、航空機製造メーカーが免税のまま航空会社に譲渡する場合の税関への届出について、現行の事前の届出から事後の届出に改正する。

### 【現状】

- 国内において製作することが困難と認められ、免税で輸入した航空機部分品等について、航空機製造メーカーが、免税のまま航空会社に譲渡するには、その都度、譲渡前に、所管の税関に対し、所定の届出書を提出する必要がある。

### 【課題】

- 航空機製造メーカーは、完成した航空機を航空会社に納品した後、アフターサービスとして、納品した航空機に修理・交換等が発生した際に、航空会社に対し部品を提供するサービスを行うが、緊急時には、24時間以内の部品の提供を求められる場合がある。しかし、事前の届出を行った上での24時間以内の部品の提供は、時間の制約等により難しいケースも想定される。

